

【〇訪問介護の提供体制の確保】

施策名：介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）

① 施策の目的

- ・人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、その担い手を確保し、経営改善を図ることで、地域において必要な介護サービスを利用者が安心して受けられるよう、サービス提供体制を確保する。

② 対策の柱との関係

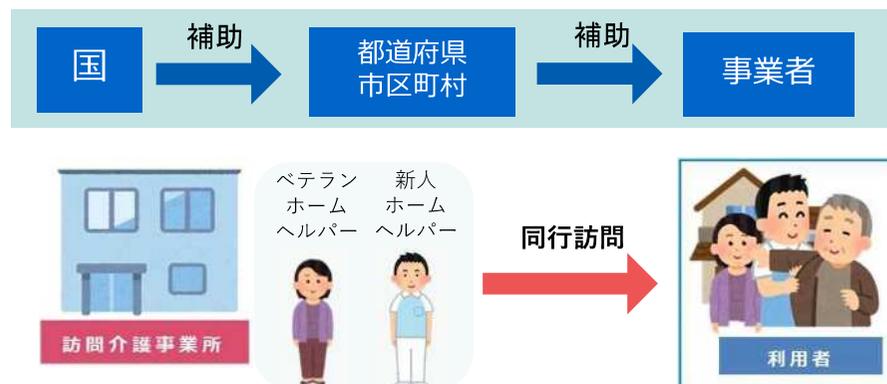
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、研修体制づくりやホームヘルパーへの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組とあわせて、経営改善に向けた取組について、事業所規模や地域の特性に合わせた支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県・市区町村 補助率：国：2/3、都道府県・市区町村：1/3
※中山間・離島等地域における取組(①のイ及びウ、②のウに限る)については、
国：3/4、都道府県・市区町村：1/4



① 人材確保体制構築支援事業

補助対象経費（例）

- ア. 研修体制づくりの支援
- イ. 採用活動の支援
- ウ. 経験年数が短いヘルパーへの同行支援

② 経営改善支援事業

補助対象経費（例）

- ア. 経営改善の支援
- イ. 常勤化の促進の支援
- ウ. 協働化・大規模化の取組の支援
- エ. 広報活動に関する支援

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・訪問介護等サービスの人材確保・経営改善の取組を進めることで、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の補助単価（上限）

◎人材確保の構築と経営改善に向けた取組について、事業所規模や地域の特性に合わせた支援	(1) 人材確保体制構築支援事業				(2) 経営改善支援事業				
	研修体制づくりの支援 ア	採用活動の支援 イ	経験年数が短いヘルパーへの同行支援 ウ	その他実施主体が必要と認める支援 エ	経営改善の支援 ア	常勤化の促進の支援 イ	協働化・大規模化の取組の支援 ウ	広報活動に関する支援 エ	その他実施主体が必要と認める支援
離島・中山間地域以外に所在する事業所	10万円 (P) /事業所	-	(30分未満) 2,500円 (P) /回 (30分以上) 4,000円 (P) /回 × 最大30回	実施主体が必要と認める額 (P)	(実施主体がコンサル事業者等と契約し事業所へ派遣する場合) 30万円 (P) /事業所	10万円 (P) /月 × 最大3ヶ月	150万円 (P) /事業者グループ	30万円 (P) /事業所	実施主体が必要と認める額 (P)
離島・中山間地域に所在する事業所		30万円 (P) /事業所 (※)	(30分未満) 3,500円 (P) /回 (30分以上) 5,000円 (P) /回 × 最大30回 (※)		(事業所が個別に事業を実施する場合) 40万円 (P) /事業所	(30万円相当 /常勤化職員1人につき)	200万円 (P) /事業者グループ (※)		